

控 訴 状

令和2年4月4日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 馬奈木 昭雄  
同 平山 博久  
同 高橋 謙一  
同 魚住 昭三  
同 緒方 剛  
同 毛利 倫  
同 田竈 亮博  
同 八木 大和  
同 鍋島 典子

控訴人 別紙控訴人目録記載の通り

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG. 4階

黒崎合同法律事務所（送達場所）

電話 093-642-2868 FAX 093-642-2856

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 平山 博久

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

被控訴人 長崎 県

上記代表者知事 中村 法道

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

被控訴人 佐世保市  
上記代表者知事 朝長 則 男

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求控訴事件

訴訟物の価格 金 6億4640万円

貼用印紙額 金 1万9500円

上記当事者間の長崎地方裁判所佐世保支部平成29年(ワ)第24号石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件について、令和2年3月24日判決言い渡しがあり、同日判決正本の送達を受けたが、控訴人らは、上記判決に不服であるから控訴を提起する。

### 第1 原判決の表示

#### 主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

### 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、別紙工事目録記載の工事を続行してはならない。
- 3 訴訟費用は第1，2審とも被控訴人らの負担とする。

### 第3 控訴の理由

原判決は、控訴人らの請求をいずれも棄却しており、この点については全て

不服であるため控訴を申し立てたものである。

控訴理由の詳細は、追って準備書面をもって陳述する。

添 付 書 類

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1 控訴状（副本） | 2 通     |
| 2 訴訟委任状   | 4 0 4 通 |

以 上